

平成18年7月28日

国土交通省  
総合政策局建設振興課労働資材対策室  
(財)建設業振興基金

## 「団塊の世代の高齢化に対応した次世代の人材確保・育成モデル構築事業」 募集要項

本事業は、(財)建設業振興基金が国土交通省からの委託事業として、「団塊の世代の高齢化に対応した次世代の人材確保・育成モデル構築事業」を実施するにあたり、下記の通り公募を行うものです。

### 記

#### 1. 事業の目的

建設産業は、機械化が進んでいるものの、労働集約的性格が大きく、建設現場における適切な施工のためには、現在においても建設技能労働者の有する熟練した技能に依存しています。また、近年、建設業における競争激化に伴い、コストダウンや工期短縮、より一層の品質確保・向上が求められ、その結果、現場施工の中心を担う建設技能労働者の熟練技能が必要とされています。

その一方で、建設投資が減少し市場が縮小するなど建設業の経営環境の悪化により離職者の増加、若年者の入職率の低下、就業者の高齢化といった問題が生じており、特に、2007(平成19)年からの数年間は、1947～1949年生まれいわゆる団塊の世代が60才を迎え、順次現役を引退することが予想されており、これら熟練した建設技能労働者が有する技能を次世代へ円滑に承継することが建設業における人材確保・育成の観点から喫緊の課題となっています。

このため、団塊の世代の高齢化に伴い承継のための取組を一層推進すべき技能の明確化や技能の性質・内容に適合した教材作成・訓練手法確立等に関する事項を内容とする「団塊の世代の高齢化に対応した次世代の人材確保・育成モデル」を先駆的に構築し、熟練建設技能労働者から次世代の建設技能労働者へ建設技能の円滑な承継を図っていくことが重要です。

本事業は、建設技能の承継の取組(複数の企業又は複数の職種に係るものに限る。)で、先駆的なものに焦点を当て、こうした取組の定着に向けたモデ

的取組と認めるものを対象に公募を経て選定し、その取組の実践・検証を通じ、他の建設業者や団体にとって参考となる事項をとりまとめ、広く普及・啓発を図ることにより、建設技能の承継の推進を目指すものです。

## 2. 概要

建設技能の承継の取組（複数の企業又は複数の職種に係るものに限る。）で、その内容が新規性、総合性、効果実現の確実性など一定の要件を満たし、他の建設業者や団体にとって参考となる取組を対象に公募を実施し、こうした取組の定着に向けたモデルケースと認められる先駆的・先導的な事例の発掘を行います。

なお、本事業は調査委託事業であり、対象となった事業者に対し、事業の実施内容とその評価・分析、問題点と講じた解決策の内容等についての調査を委託します。事業者から提出される調査結果報告を踏まえ、他の建設業者や団体にとって参考となる事項をとりまとめ、広く普及・啓発を図ります。

## 3. 事業の対象

本事業においては、以下に例示するような事業について、「事業計画策定段階（事業化を視野に入れて調査活動を行うものを含みます。）」または「事業着手段階」にあるものであって、事業者が明確な目的意識を持ち、かつ十分に事業実施能力および体制を備えているものを対象とします。（なお、その取組みが「事業実施段階」（直近2～3年の間に事業着手され、遂行しているもの）であっても、その取組み内容の詳細な報告や効果の検証を行うものであれば、本事業の対象といたします）。

### 【事業の例示】

建設技能の標準化・言語化を通じたモデル的取組

建設技能を標準化・言語化したもの（映像、文書等）を教材として、複数の企業・職種が共同して総合的に活用し、技能承継を効果的・効率的に行うもの

熟練技能者OBを指導役として活用したモデル的取組

技能承継を担う意欲・能力のある熟練技能者OBを指導役として、複数の企業・職種が共同して総合的に活用し、技能承継を効果的・効率的に行うもの

現場作業所を研修の「場」として活用したモデル的取組

現場作業所を協力会社との共同実習やITを活用した研修等を行う「場」として、複数の企業・職種が共同して総合的に活用し、技能承継を効果的・効率的に行うもの

その他、建設技能承継の推進につながると認められる取組み

#### 4. 事業者の条件

公募の対象となる事業者は、

- ① 複数の建設業者（建設業者グループ）
- ② 建設産業団体又はこれに準ずる団体

とします。

なお、建設業者グループの中に他の産業分野に属する事業者等がいる場合も対象とします（建設業者がグループ内で主たる役割を担っていることを条件とします）。

#### 5. 支援の内容

本事業は、選定された事業に係る調査・計画策定費や外部の専門家等のアドバイザーを活用した場合の諸謝金など、関連経費の一部を当該年度のみ負担するものです。なお、選定された事業者は、平成19年2月末日（予定）までに、事業結果についての報告書を、（財）建設業振興基金に提出していただきます。

契約形態については、（財）建設業振興基金と事業者による受委託契約となり、当方による経費の負担は、事業実施委託契約の締結日以降、事業結果についての報告書の提出期限までに支出が発生するものを対象とします。

なお、支援の金額は1件あたり概ね2～4百万円程度とし、具体的な金額については、事業計画と支援要望額の内容を精査の上決定します。

## 6. 応募書類の提出方法

定められた応募書類を（財）建設業振興基金に2部郵送で提出して下さい（公募締切日当日の消印まで有効）。封書表には、朱書きで「次世代の人材確保・育成モデル構築事業申請書 在中」と明記して下さい。

なお、提出された応募書類の内容等に不明な点がある場合には、担当職員が問い合わせをする場合があります。

提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却いたしませんのでご留意下さい。

### 【応募書類の提出先】

（財）建設業振興基金に応募書類2部を原則として郵送で提出してください。持参される場合は、同基金宛に予めご連絡下さい。

（財）建設業振興基金 構造改善センター

〒105-0001

東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館6階

## 7. 公募期間

平成18年7月28日（金）～平成18年9月1日（金）〔当日消印有効〕

## 8. 審査方法と審査の観点

審査委員会を設置し、書類審査、事業者へのヒアリング審査を経て、モデル事業（者）を決定します（審査の都合上、ヒアリング審査後に追加資料の作成をご依頼することがあります）。審査結果については、申請者に書面で通知します。

### <審査の観点>

審査にあたっては、以下の諸点を重視します。

- ・ アイディア・工夫に富むなど新規性があり、建設技能承継の取組みを促進するモデルとなることが期待できる事業であること。
- ・ 他の事業者への応用性が高く、波及効果が見込める事業であること。
- ・ 若年技能労働者の確保・育成、高齢者の継続雇用等技能労働者の雇用改

- 善にプラスの効果が見込まれる事業であること。
- ・ 事業者の経営状態に問題がなく、専門家を活用するなど計画を確実に実行できる体制が整備されている事業であること。
  - ・ 実施スケジュールが明示されており、モデル事業終了後も自助努力により継続的に行われる見込みがある事業であること。
  - ・ 内容の情報公開・活用等について了解している事業であること。

#### 9. 選定された場合の留意点

本事業に選定された場合の留意点については、選定決定後に当方より改めて説明いたしますが、予め以下の諸点にご留意ください。

- ・ 本事業の実施に係る経費は事業者側で立替払いをし、それを証明する経理書類を提出し確認された後に、(財)建設業振興基金から事業者に当該金額が支払われること。
- ・ 選定事業者は、事業の実施内容とその評価・分析、問題点と講じた解決策の内容等を取りまとめた報告書を平成19年2月末日(予定)までに提出すること。
- ・ 選定事業者は、事業実施に係る経費を証明する経理書類を事業終了後5年間保管すること。
- ・ 選定事業者は、本事業の評価・検証のため、事業終了後2年間程度事業の実施状況について、当方より必要に応じ問い合わせをする可能性があること。

#### 10. 本件に関する問い合わせ先

(財)建設業振興基金 構造改善センター 技能承継モデル事業 係  
電話：03-5473-4572 (担当：南塚、柳田)

以 上